

山武市木材利用促進方針

（目的）

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、千葉県が定めた千葉県内の建築物等における木材利用促進方針（平成23年3月31日付け森第2205号策定、令和5年3月31日付け森第3018号一部改正）に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定め、地域産材を利用した建築物等における木造化・木質化等を促進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに寄与し、循環型社会の構築、地球温暖化の防止、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表1に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう（大規模改修を含む。）。
- (3) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、林道、公園、河川等に係る土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、桁、壁、小屋組等）の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁など主要構造部以外に木材を利用することをいう。
- (6) 「地域産材」とは、市内の森林から産出された木材を中心とし、原則として「ちばの木認証制度」等により合法性等が証明された木材をいう。

（木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項）

第3 市は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における地域産材の利用に努める。

また、森林資源の有効活用のため、木質バイオマスエネルギーの利用に努める。

なお、木材の利用に当たっては、CLT（直交集成板）やLVL（単板積層材）、木質耐火部材等、新たな木質部材としての活用についても検討するものとする。

（市有施設における木材の利用の目標）

第4 市有施設の建築にあたっては、別表1に該当する公共建築物のうち次の各号に掲げるものを除く、低層の公共建築物及びこれに付属する工作物は、原則として木造化を図るもの

を目標とする。なお、これ以外の施設であっても、木造化に努める。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが適当でないと判断される施設
 - (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが適当でないと判断される施設
 - (3) その他特別な理由により、木造化することが適当でないと判断される施設
- 2 木造化が適当でないと判断される施設であっても、木造と非木造の混構造による一部木造化に努める。
 - 3 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表2に掲げる部分について、可能な限り木質化に努める。
 - 4 木造化及び木質化の実施にあたっては、可能な限り地域産材を使用する。

(市施工土木工事等の木材利用)

第5 市の実施する土木工事における工作物においても、その耐久性や強度に十分配慮しつつ、今後の規制の見直しや技術開発の動向等を踏まえ、間伐材等の地域産材及び木製品の使用に努める。

(市有施設の備品及び消耗品)

第6 市有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、木材を用いた製品の使用に努める。

(市有施設の暖房器具等)

第7 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(PR及び普及)

- 第8 市は、市有施設及び市施工土木工事における地域産材の利用の促進の意義等について、市民に分かりやすく示すよう努める。
- 2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。
 - 3 市以外の者が行う建築においても積極的に地域産材等が利用されるよう、施設の整備主体に幅広く呼びかけ、木材利用の促進や普及啓発に努める。

(建築物木材利用促進協定の周知及び活用)

第9 市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、周知に努める。
また、協定締結の申出があった場合、応否の判断を行うとともに、協定締結後は協定に

基づく支援をすることにより、木材利用の促進に努める。

（供給体制の整備及び情報提供）

第10 市は、品質が確保された地域産材を安定的に供給するため、関係機関との円滑な連絡調整等を行うとともに、利用者のニーズに対応した高品質で適正な価格の木材の供給及び品質等に関する情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

（市内部の体制整備）

第11 市は、部局横断的な連絡調整の場を設け、木材の需給に関する情報の収集・提供のほか取組状況の把握や課題分析を行う等、市有施設を含めた建築物における木材利用を進めるための体制整備に努めるものとする。

（コスト縮減への留意）

第12 公共施設を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする設計上の工夫により、維持管理コストの軽減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意する。

（適用）

第13 この方針は、令和6年3月29日から適用する。

別表 1

木造化・木質化する市有施設等

種類	具体的事例
学校	校舎、体育館、武道館、部室棟等の付帯施設等
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設等
病院・診療所	病院・診療所
運動施設	体育館、武道場、水泳場等
社会教育施設	図書館、博物館、公民館等
公営住宅	市営住宅等
庁舎	庁舎等
その他	公共交通機関の旅客施設等

別表 2

市有施設等において内装等の木質化を促進する部分

種 類	内装等の木質化を促進する部分	
	共通部分	施設ごとの部分
学 校	エントランスホール ロビー 廊下 会議室又は研修室 食堂	教室、職員室、保健室、図書室、体育館、武道場、部室棟等
社会福祉施設		居室、娯楽室、リハビリ室、面談室等
病院・診療所		待合室、診察室等
運動施設		体育館、武道場、水泳場等
社会教育施設		展示室、宿泊室、図書室等
公営住宅		居室等
庁 舎		事務室、応接室等
その他		集会室、駅舎の待合せ場所、観光案内所等、目に触れる機会が多い部分等